

平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 アスコット
代表者名 代表取締役社長 加賀谷 慎二
(JASDAQ: コード番号: 3264)
問合せ先 取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
(TEL. 03-6721-0244)

臨時株主総会開催日及び付議議案の決定、
定款一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 31 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成 29 年 2 月 15 日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしていましたが、本日開催の当社取締役会において、臨時株主総会の開催日及び付議議案（定款一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少を含む）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 臨時株主総会の開催日時及び場所並びに付議議案

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 19 日（水） 午前 10 時（受付開始：午前 9 時 30 分）
2. 開催場所 東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号 「新宿ファーストウエスト」 3 階
3. 目的事項 **【決議事項】**
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 第三者割当による募集株式発行の件
 - 第 3 号議案 新株予約権（有償ストックオプション）の発行の件
 - 第 4 号議案 取締役 1 名選任の件
 - 第 5 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
 - 第 6 号議案 剰余金処分の件

なお、「第 2 号議案 第三者割当による募集株式発行の件」による株式の発行は「第 1 号議案 定款一部変更の件」が承認され、その効力が生じることを条件とし、「第 5 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件」による資本金及び資本準備金の額の減少は「第 2 号議案 第三者割当による募集株式発行の件」が承認され、株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件とし、「第 6 号議案 剰余金処分の件」による剰余金の処分は「第 5 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件」が承認され、その効力が生じることを条件とします。

II. 定款一部変更について

1. 定款一部変更の目的
 - (1) 第 2 号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」に備えるとともに、新株式発行後も状況に応じて必要な資金調達を機動的に行うことを可能とするため、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を 50,000,000 株から 94,000,000 株に変更するものであります。

- (2) 近時の会社法改正に伴い、取締役の責任免除に関する当社定款第 31 条及び監査役の責任免除に関する当社定款第 40 条の規定の一部を変更するものであります。なお、当社定款第 31 条の変更を議案として株主総会に提出することについて、各監査役の同意を得ております。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>94,000,000</u> 株とする。
第 7 条～第 30 条 (条文省略)	第 7 条～第 30 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 31 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む) の責任を、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第 31 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む) の責任を、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、金 1 百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、金 1 百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第 32 条～第 39 条 (条文省略)	第 32 条～第 39 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第 40 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む) の責任を、同法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第 40 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む) の責任を、同法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間で、金 1 百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、金 1 百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第 41 条～第 47 条 (条文省略)	第 41 条～第 47 条 (現行どおり)

3. 定款一部変更の日程

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 3 月 15 日 |
| (2) 臨時株主総会決議日 | 平成 29 年 4 月 19 日 |
| (3) 効力発生日 | 平成 29 年 4 月 19 日 |

III. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社においては、前事業年度末日時点での繰越利益剰余金は 1,172,205,420 円の欠損が生じております。つきましては、繰越利益剰余金の欠損の填補、今後の株主還元の実現並びに財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、第 2 号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」による新株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件とします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

586,102,710 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

586,102,710 円

(3) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 3 月 15 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 29 年 4 月 19 日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 平成 29 年 4 月 20 日 |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 平成 29 年 5 月 22 日 |
| (5) 効力発生日 | 平成 29 年 5 月 23 日 |

4. 今後の見通し

本資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

（ご参考）資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額推移（単位：円）

	平成 28 年 9 月末	第三者割当による 募集株式発行後	資本金及び資本準備金 の額の減少後
資本金	1,436,177,166	5,953,824,270	5,367,721,560
資本準備金	1,133,549,800	5,615,902,786	5,029,800,076
その他資本剰余金	0	0	1,172,205,420

IV. その他

なお、第 2 号議案及び第 3 号議案につきましては、本日別途開示の「第三者割当による株式の発行、並びに、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び「有償新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上